

凶悪・重大犯罪の公訴時効の在り方等に係る要綱骨子（案）

第1 人を死亡させた罪の公訴時効の改正

- 1 人を死亡させた罪のうち死刑に当たるものについては、公訴時効制度の対象となる犯罪としないものとする。
- 2 人を死亡させた罪のうち次に掲げるものの時効は、次に掲げる期間を経過することによって完成するものとする。
 - (1) 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については、30年
 - (2) 20年の有期の懲役又は禁錮に当たる罪については、20年
 - (3) (1)及び(2)に掲げる罪以外の懲役又は禁錮に当たる罪については、10年

第2 第1の適用範囲

第1に係る規定は、その施行前に犯した罪であって、その施行の際時効が完成していないものについても適用するものとする。

第3 刑の時効の改正

- 1 死刑の言渡しを受けた者は、時効によりその執行を免除されないものとする。
- 2 無期又は10年以上の有期の懲役又は禁錮の刑について、時効は、次の期間その執行を受けないことによって完成するものとする。
 - (1) 無期の懲役又は禁錮については、30年
 - (2) 10年以上の有期の懲役又は禁錮については、20年

3 第3の適用範囲

第3の1及び2に係る規定の施行前に言渡しが確定した刑の時効については、なお従前の例によるものとする。